

令和7年度 一般会計歳出 第6款2項2目 12節 委託費

令和7年度 一般会計歳出 第6款3項2目 12節 委託料

令和7年度 一般会計歳出 第6款3項6目 12節 委託料

受付 番号	種目番号	連絡先	こども青少年局総務課	担当者名：羽田 電話 671-4268
----------	------	-----	------------	------------------------

設 計 書

1 委 託 件 名 令和7年度こども青少年局非常勤職員雇入時健康
診断業務委託

2 履 行 場 所 健診機関診療所

3 履 (行 期 限 間) 契約決定日から令和8年3月31日まで

4 契 約 区 分 確定契約 概算契約

5 そ の 他 特 記 事 項 横浜市契約規則に定めるもののほか、個人情報
取扱特記事項及び電子計算機処理等の契約に関する
情報取扱特記事項を遵守するものとします。

6 現 場 説 明 不要

要
月 日 時 分
場 所

7 委 託 概 要 こども青少年局および各区保育所で雇用する非常
勤職員のうち、直接処遇を行う職員への健康診断
の実施

8 部分払

する (回以内)

しない

業務内容	履行予定月	数量	単位	単価	金額
健康診断	R07年4月～6月	(150)	人		(0)
	R07年7月～9月	(150)	人		(0)
	R07年10月～12月	(100)	人		(0)
	R08年1月～3月	(200)	人		(0)
	合計	(600)	人		(0)

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を () で囲む

委託代金額 (概算金額) (¥0)

内訳 業務単価 (概算金額) (¥0)

消費税相当額 (概算金額) (¥0)

令和7年度子ども青少年局非常勤職員雇入時健康診断業務委託仕様書

(趣旨)

第1条 本仕様書は、子ども青少年局非常勤職員雇入時健康診断（以下、「健診」という。）の業務を委託する場合の仕様を示すものであり、これに規定のない事項については、横浜市委託契約約款（以下、「約款」という。）を適用し、約款に規定のない事項については、横浜市の指示を受けて行うものとする。

(対象者)

第2条 本仕様書に基づく対象者は、横浜市子ども青少年局及び区保育所の非常勤職員の選考を受けようとする者のうち、直接処遇を担当業務とし、かつ横浜市非常勤職員雇入時健康診断の対象外となる者（以下、「対象者」という。）とする。

(委託業務の範囲)

第3条 本委託において実施する業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 受診票の作成及び配付
- (2) 健診に必要な器材の準備
- (3) 健診の実施
- (4) 健診結果のデータ管理
- (5) 健診結果の判定
- (6) 健診結果の提出
- (7) 検査結果及びエックス線フィルムの保存、管理
- (8) 健診結果に関する各種帳票書類の出力、データ集計及び報告

(健診内容)

第4条 健診は、別表1「健康診断の内容」のとおりとする。

(健診に必要な器材等の配付)

第5条 受託者は、健診受診票及びその他必要な器材について、横浜市と協議のうえ準備し、横浜市の定める期日までに、配付するものとする。

(健診の実施と日程)

第6条 横浜市は、健診について、本仕様書により健診業務を委託し、受託者はこれを受託するものとする。

- 2 健診会場は、受託者の横浜市内施設とする。
- 3 健診日程については、4月から翌年3月までの間、原則として毎週1日以上を設定し、対象者が定期的に受診できるよう、契約締結後すみやかに横浜市と協議の上、定めるものとする。
- 4 受託者は、健診の実施に際して、問診時、エックス線撮影時等のプライバシー確保に十分留意して行うものとする。
- 5 受託者は、健診実施に当たり、医療事故等のないよう職員の安全に十分留意しなければならない。
- 6 読影については、必ず二人の読影医が行うものとする。
- 7 その他、健診の実施に必要な事項については、受託者は横浜市と協議し、その指示に従うこと。

(健診結果の判定)

第7条 健診の結果判定は、別表3「横浜市健康診断判定基準値表」により行うものとする。

(健診結果の提出)

第8条 受託者は健診の結果について、受診日の翌日から起算し3週間以内に成果品を提出するものとする。

2 前項に基づき提出する成果品は、以下のものを各1部ずつ提出することとする。

- (1) 横浜市保管用の個人結果表
- (2) 対象者あての個人結果通知
- (3) 健康診断実施日ごとの健診結果の一覧表

3 前項に基づく成果品の提出先はそれぞれ以下のとおりとする

- (1) 前項(1)については、別表2「配属先一覧表」のうち、対象者が配属される所属
- (2) 前項(2)については、別表2「配属先一覧表」のうち、対象者が配属される所属
- (3) 前項(3)については、横浜市子ども青少年局総務課

4 受託者は健診を実施した結果、緊急に精密検査や受診が必要と判断した場合には、横浜市子ども青少年局総務課に対しすみやかに連絡しなければならない。

(委託業務完了届出書の提出)

第9条 受託者は、健診の業務がすべて完了し、かつ、すべての成果品を提出したときに、横浜市に対し完了報告書(委託業務完了届出書)を提出するものとする。

(健診結果等の保存、廃棄)

第10条 受託者は、健診結果の記録及びエックス線データを診療情報として法定年限保存し、横浜市の要請により、契約終了後であっても、いつでも貸出等を行えるようにしなければならない。なお、法定年限を経過したものについては、廃棄するものとし、切断、塗りつぶし等判読及び復元を不可能にする措置を講じなければならない。

(契約期間)

第11条 この契約の有効期間は、契約締結日から令和8年3月31日までとする。

(法令遵守)

第12条 受託者は、本件業務を履行するにあたって関係法令に従って行わなければならない。

(個人情報の保護)

第13条 受託者が本件業務を通じて取り扱う個人情報については、横浜市の保有する個人情報として個人情報の保護に関する法律(以下、「法」という。)の適用を受けるものとし、横浜市が実施機関として同法の定める手続きを行うものとする。

2 受託者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項(以下、「特記事項」という。))」を遵守しなければならない。

3 受託者は、この契約による事務を遂行するに当たっては、別記「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

4 受託者は、本件業務を受託するに当たっては、個人情報保護に関する誓約書及び研修実施報告書

を横浜市に提出しなければならない。

- 5 受託者は、法第 66 条に基づき、本件業務に関する個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。本契約終了後も同様とする。

(対象者の安全確保上の問題への対応)

第 14 条 受託者は、次に掲げる事案の発生を知ったときは、直ちにその旨を口頭により横浜市に報告し、遅滞なく当該事案の詳細を書面により報告するものとする。

- (1) 委託業務の実施に関わる事故
- (2) 受診者の個人情報の漏えい、滅失又は棄損
- (3) 委託業務に係るデータの管理システムに関する障害
- (4) その他本件業務の遂行に支障が生じるおそれのある事案

2 受託者は、前項第 2 号その他の個人情報の安全確保に係わる場合には、直ちに当該事案の内容、経緯、被害状況等を横浜市に報告し、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置に関する横浜市の指示に従うものとする。

3 受託者は、事案の内容、影響等に応じて、その事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係わる本人への対応（本人に対する適宜の手段による通知を含む）等の措置を横浜市と協力して講じるものとする。

(疑義)

第 15 条 受託者は、当該業務の実施にあたり本仕様書又はその他の事項に疑義が生じたときは、横浜市と協議し、その指示に従わなければならない。

別表1 健康診断の内容

	検査項目
1	既往歴等の調査（問診票による）
2	自覚症状の検査（問診票による）
3	胸部エックス線検査

別表2 対象者配属先

	区役所
1	鶴見区こども家庭支援課
2	神奈川区こども家庭支援課
3	西区こども家庭支援課
4	中区こども家庭支援課
5	南区こども家庭支援課
6	港南区こども家庭支援課
7	保土ヶ谷区こども家庭支援課
8	旭区こども家庭支援課
9	磯子区こども家庭支援課
10	金沢区こども家庭支援課
11	港北区こども家庭支援課
12	緑区こども家庭支援課
13	青葉区こども家庭支援課
14	都筑区こども家庭支援課
15	戸塚区こども家庭支援課
16	栄区こども家庭支援課
17	泉区こども家庭支援課
18	瀬谷区こども家庭支援課
19	こども青少年局総務課

別表3 横浜市健康診断判定基準値表

項目	判定	A（異常なし）	B（要注意）	C（要受診）	E（緊急連絡）
胸部	胸部X線	所見認めず	所見あるが受診不要	※所見有	※所見有
				※判定は専門医の判断による	

スケジュール

実施時期	業務内容
4月8日頃までに	<p>以下のデータをこども青少年局総務課担当者あてEメールにて納品すること</p> <ul style="list-style-type: none">①問診票のPDFデータ②健診日・受付時間・受診可能人数の年間一覧表のデータ③健診施設までのアクセスについて記載したチラシのデータ
4月14日頃から	<p>健診開始</p> <p>※受診対象者が健診日の受付時間内に、必要事項を記載した受診票を持参して随時、健診施設に伺います。</p> <p>※事前に受診対象者名簿はお渡ししません。</p> <p>※1名も受診者がいない日が生じる場合があります。</p>